

美浜、高浜原発運転認める

福井地裁決定 40年超対応「合理的」

関西電力の美浜原発3号機（美浜町）と高浜原発1、4号機（高浜町）の運転差し止めを福井県などの住民がそれぞれ求めた2件の仮処分について、福井地裁（加藤靖裁判長）は29日、

差し止めを認めない決定を出した。高浜1、4号機の申立人は即時抗告することを決め、美浜3号機の申立人も即時抗告する見込み。

● 関連①

県民9人が申し立てている美浜3号機は、原発から1・3〜3.3キロの距離にある二つの断層による地震が特別考慮が必要な「震源が敷地に極めて近い場合」に当たるかどうか争点の一つだった。この点について、関電が特別考慮を検討しなかったことや原子力規制委員会の各地震動が極近傍地震動に当たらないとする判断を「不合理とは言えない」とした。原発施設に影響を与える恐れがある浅部断層からの短周期地震動発

生の可能性についても、専門家らの議論が分かれて検討段階にあることなどを理由に退けた。

運転開始から40年を超え原発の老朽化についても、関電側の施設管理の対応や点検方法は「合理的」と指摘。建設時の耐震安全評価に用いられた基準地震動は順次見直され、耐震安全性がその都度確認されているとし、基準地震動以下の地震で主給水ポンプが損傷しても、炉心損傷を防ぐ

対策に「不合理な点がある」とは認められない」とした。避難計画の不備についても「ただちに地域住民に放射線被害が及ぶ危険は認めることができない」などと住民側の主張を退けた。

高浜1〜4号機の差し止めを求めた小浜市の住職ら県内外の2人の主張に対しては、基準地震動設定の計算式に不備があり、それ以上の地震が発生するなどとするすべての主張を退けた。

美浜3号機は1976（昭和51）年に営業運転を開始。2021年に国内で初めて、新規制基準下で営業運転開始から40年超で稼働した。高浜1〜4号機は74〜85年に営業運転を開始。1、2号機は昨年、40年超で再稼働した。